

第2部 生活環境の現況と対策

第1章 大気

第1節 大気の現況

1 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められています。

2 大気の現況

平成24年度の常時監視結果から本県の大気汚染の状況を見ると、二酸化窒素（19局で測定）及び一酸化炭素（5局で測定）は、全測定局で環境基準を達成していました。

二酸化硫黄（18局で測定）は、4の測定局で桜島の噴火による影響のため環境基準を未達成でした。

光化学オキシダント（11局で測定）は、全局で環境基準を未達成でした。

浮遊粒子状物質（16局で測定）は、2の測定局で、環境基準を未達成でした。

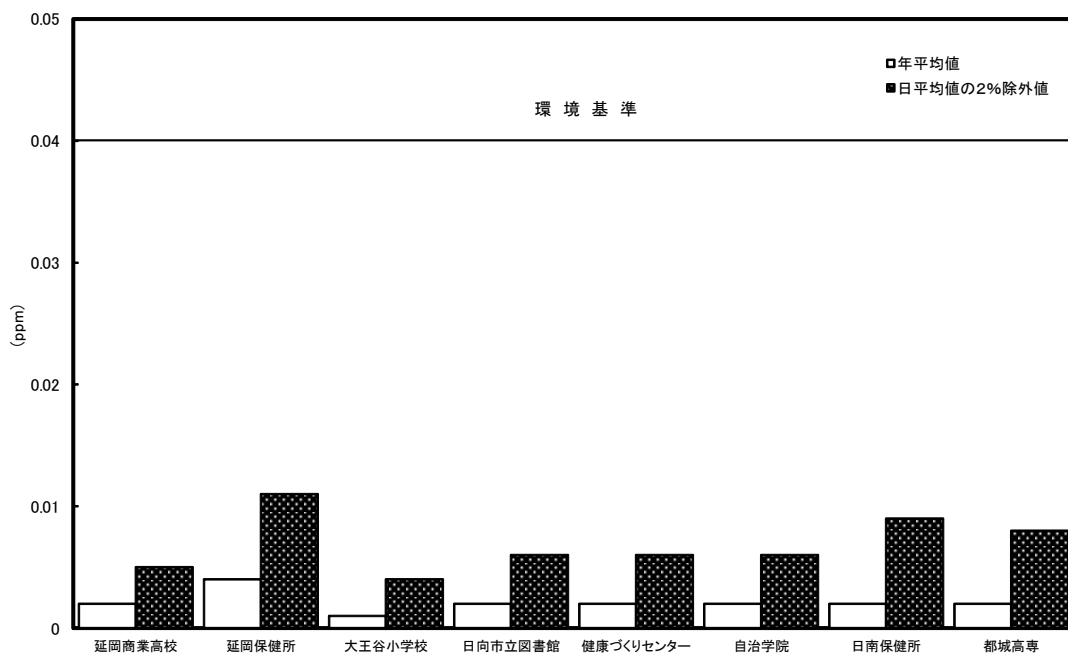
微小粒子状物質（3局で測定）は、2の測定局で、環境基準を未達成でした。

全体としては、一部の項目が環境基準を未達成であったものの、本県の大気環境は概ね良好でした。

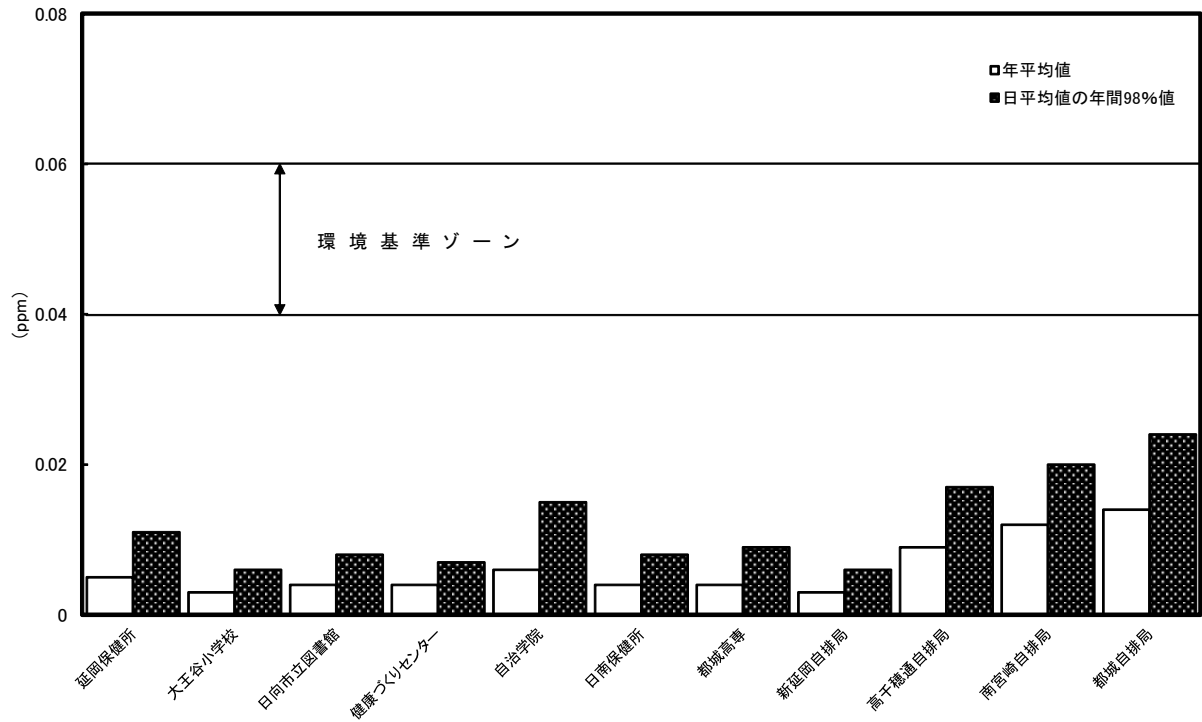
3 汚染物質別の大気状況

(1) 二酸化硫黄（SO₂）

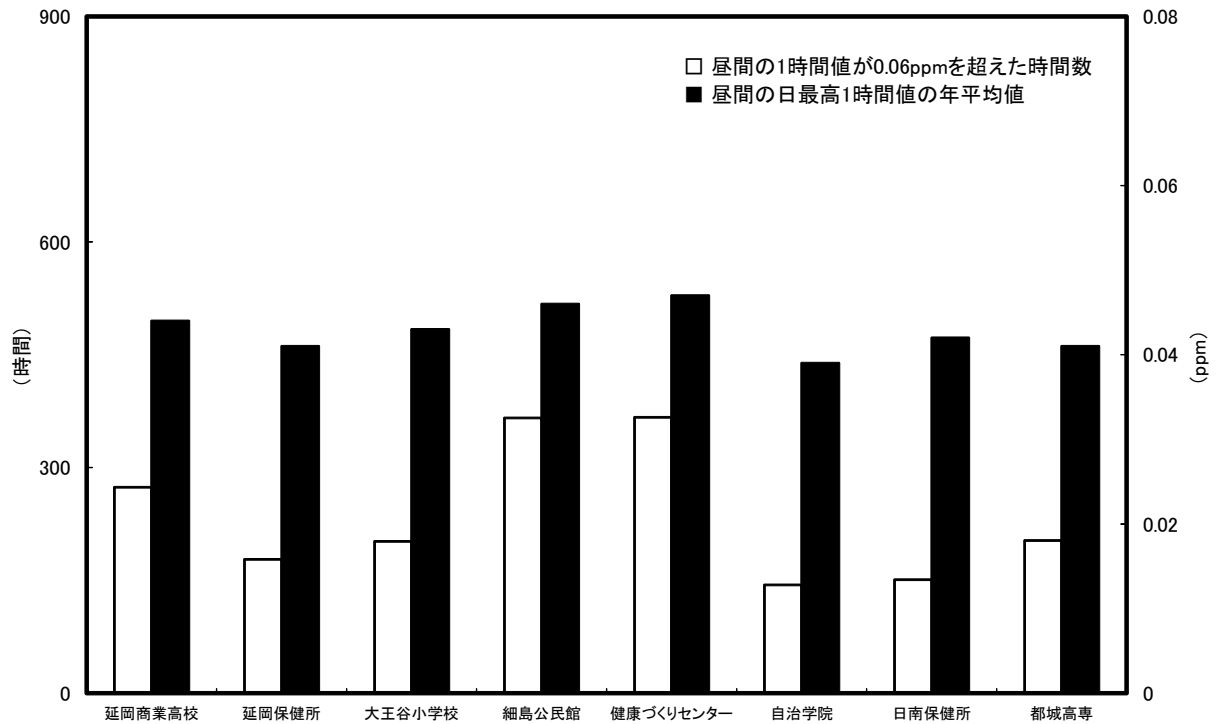
二酸化硫黄濃度の概況（平成24年度）



(2) 窒素酸化物 (NO+NO₂)
 二酸化窒素濃度の概況 (平成24年度)

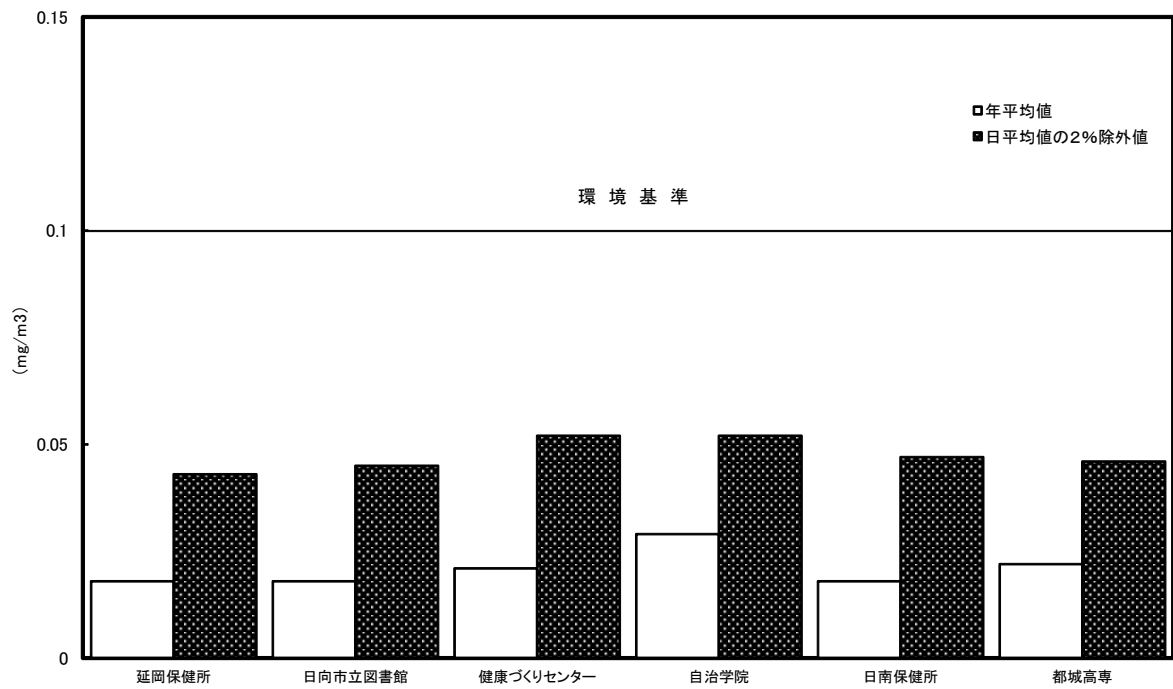


(3) 光化学オキシダント (Ox)
 光化学オキシダントの概況 (平成24年度)



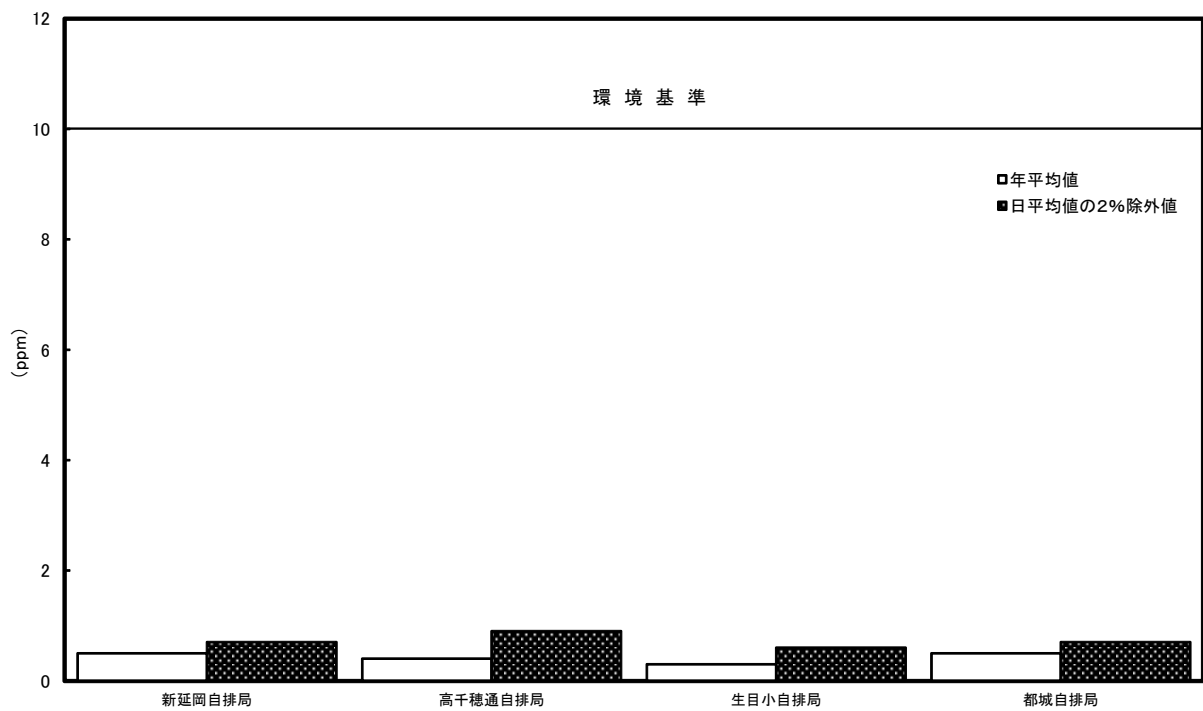
(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質濃度の概況 (平成24年度)



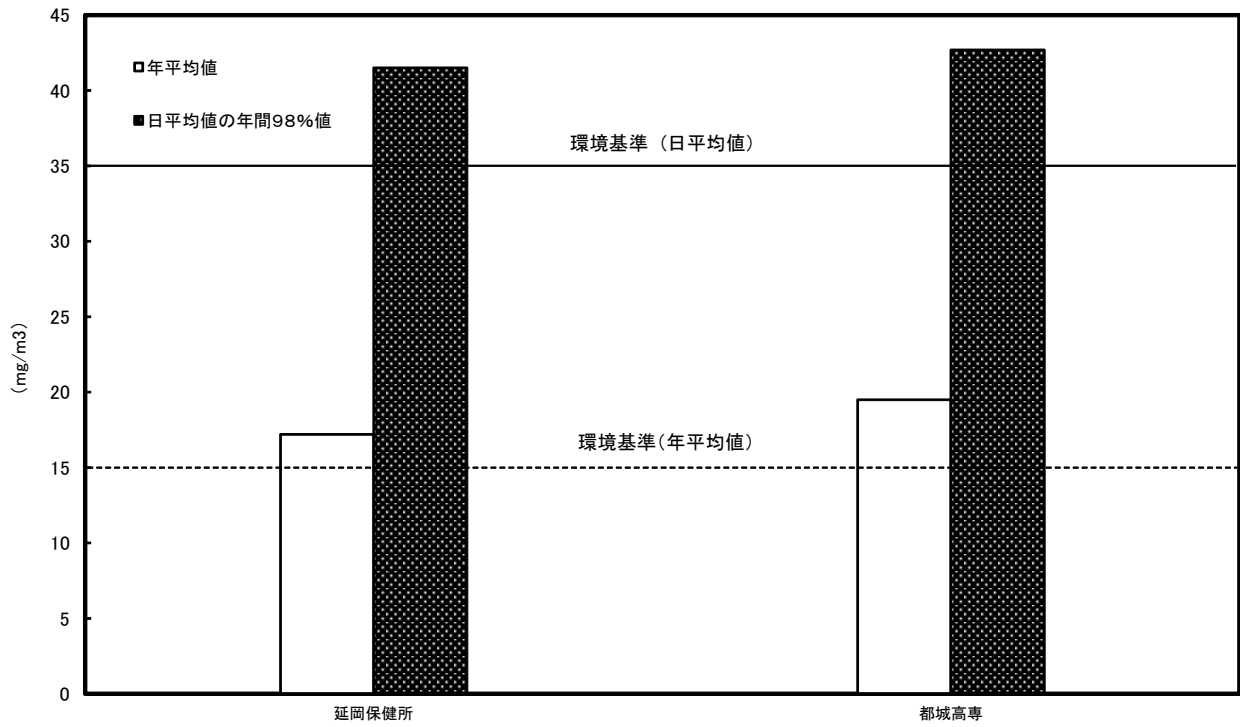
(5) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素濃度の概況 (平成24年度)



(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質濃度の概況 (平成24年度)



第2節 大気汚染の防止対策

1 法律及び条例による規制

(1) ばい煙発生施設等の規制

大気汚染防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づき、ボイラー等のばい煙発生施設、土石の堆積場等の一般粉じん発生施設及び塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設を設置、変更又は廃止する者は、知事又は宮崎市長に届け出なければならないこととなっています。

平成24年度末現在の県内の大気汚染防止法に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が16種類の1,724施設（753工場・事業場）で、そのうちボイラーが1,113施設を占めています。

一般粉じん発生施設は、4種類の706施設（131工場・事業場）で、そのうちコンベアが361施設を占めています。

揮発性有機化合物排出施設は、4種類の11施設（6工場・事業場）となっています。

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が1種類（乾燥炉）の6施設（6工場・事業場）、一般粉じん発生施設が3種類の931施設（132工場・事業場）です。

また、吹付け石綿等が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業を行う者は、知事又は宮崎市長に届け出なければならないこととなっており、平成24年度には、県内で53件の届出がありました。

(2) 燃焼不適物の屋外燃焼行為の規制

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づき、燃焼に伴い著しくばい煙又は悪臭を発生する物質（ゴム、ピッチ、皮革、合成樹脂、合成繊維、被覆線）の屋外燃焼行為が原則として禁止され、違反して勧告及び命令に従わない場合、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されます。

ただし、適正な燃焼設備を用いて適切な方法により燃焼させる場合や地域における信仰、年中行事等に関する慣習として少量燃焼させる場合、風水害、震災その他の非常災害に際し、やむを得ず燃焼させる場合については、条例の適用が除外されます。

2 発生源対策

大気汚染防止法及び条例により規制を受けるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の現況を把握するため、随時立入検査を実施し、届出内容、使用及び管理状況の確認等を行っています。平成24年度は、延べ713施設（395工場・事業場）について立入検査を実施し、施設や管理方法の改善等について21の指導を行いました。

また、大規模発生源及び特殊な施設等13施設に対して、延べ38件のばい煙排出量等の測定を実施し、監視指導を行いました。

なお、旭化成ケミカルズ㈱の第1、第2及び第3火力発電所と王子製紙㈱日南工場については、二酸化硫黄や窒素酸化物などの発生源データを中央監視局に伝送し、常時監視を行っています。

3 監視測定体制の整備

環境基準達成状況の把握や緊急時の措置のため県では宮崎市と協力し、一般環境大気測定局15局、自動車排出ガス測定局5局及び発生源測定局4局を設置し、テレメータシステムにより常時監視を行うとともに、大気環境測定車「さわやか号」による移動監視も実施しています。